

発行登録追補目論見書

平成 29 年 8 月

株式会社国際協力銀行

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27-関東191-1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年8月4日
【会社名】 株式会社国際協力銀行
【英訳名】 Japan Bank for International Cooperation
【代表者の役職氏名】 代表取締役総裁 近藤 章
【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
【電話番号】 03-5218-3304（代表）
【事務連絡者氏名】 財務・システム部門 執行役員 財務部長 小川 和典
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
【電話番号】 03-5218-3304（代表）
【事務連絡者氏名】 財務・システム部門 執行役員 財務部長 小川 和典
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 第2回社債（一般担保付）（3年債）20,000百万円
第3回社債（一般担保付）（5年債）40,000百万円
計 60,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成27年11月4日
効力発生日	平成27年11月12日
有効期限	平成29年11月11日
発行登録番号	27-関東191
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 60,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 60,000百万円
(60,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 一円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

目次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】	4
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	5
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	8
5 【新規発行による手取金の使途】	8
第2 【売出要項】	8
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	8
第二部 【公開買付けに関する情報】	9
第三部 【参照情報】	9
第1 【参照書類】	9
第2 【参照書類の補完情報】	9
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	9
第四部 【保証会社等の情報】	9
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	10
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	11

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	株式会社国際協力銀行第2回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	1,000万円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.001%
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成29年12月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から平成29年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 (注) 12. 「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	平成32年6月19日
償還の方法	1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成32年6月19日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。 3. 償還元金の支払場所 (注) 12. 「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年8月4日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成29年8月10日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債の社債権者は、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「国際協力銀行法」という。）の定めるところにより、株式会社国際協力銀行（以下「当行」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項無し。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項無し。

(注)

1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業

者の連絡先)

- (1) 株式会社格付投資情報センター (以下「R&I」という。)

信用格付: AA+ (取得日 平成29年8月4日)

入手方法: R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-6273-7471

- (2) 株式会社日本格付研究所 (以下「JCR」という。)

信用格付: AAA (取得日 平成29年8月4日)

入手方法: JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<http://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

- (3) ムーディーズ・ジャパン株式会社 (以下「ムーディーズ」という。)

信用格付: A1 (取得日 平成29年8月4日)

入手方法: ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-5408-4100

- (4) S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社 (以下「S&P」という。)

信用格付: A+ (取得日 平成29年8月4日)

入手方法: S&Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp/>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要 (S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr/>) に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-4550-8000

信用格付は債務履行の確実性 (信用リスク) についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられる (若しくは保留される) ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報 (発行体から提供された情報を含む。) を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。) の規定の適用を受けるものとする。

3. 社債管理者

株式会社三菱東京UFJ銀行

4. 期限の利益喪失に関する特約

当行は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当行が上記「利息支払の方法」欄第1項又は「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が発行する本社債以外の社債及び国際協力銀行法附則第17条に基づき当行が連帯債務を負う債券 (以下「承継債券」という。) について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5銀行営業日以内に弁済することができないとき。
- (3) 当行がその社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務に係る契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5銀行営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額 (邦貨換算後) が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当行が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。
- (5) 法令により、本社債の償還期前に当行が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなったとき。

- (6) 当行が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
5. 社債管理者に対する通知
当行は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。
- (1) 当行の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。
 - (2) 当行が当行の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - (3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。
 - (4) 資本金の額を減少しようとするとき。
 - (5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。
6. 社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。
7. 社債管理者による異議
本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
8. 公告の方法
本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙への掲載により行う。
9. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、当行又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
10. 社債管理者への報告
- (1) 当行は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。
 - (2) 当行は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写を提出する。ただし、当行がこれらの報告書について同法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写の社債管理者への提出を省略することができる。
 - (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当行に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
11. 発行代理人及び支払代理人
上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。
12. 元利金の支払
本社債の元利金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	7,200	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金17.5銭とする。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,400	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,400	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
計	—	20,000	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に44万円を支払うこととしている。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	株式会社国際協力銀行第3回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金40,000百万円
各社債の金額(円)	1,000万円
発行価額の総額(円)	金40,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.030%
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成29年12月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成29年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 (注) 12. 「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成34年6月20日
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成34年6月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 (注) 12. 「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年8月4日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成29年8月10日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債の社債権者は、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「国際協力銀行法」という。）の定めるところにより、株式会社国際協力銀行（以下「当行」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項無し。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項無し。

(注)

1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

信用格付：AA+（取得日 平成29年8月4日）

入手方法：R & Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース／クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：AAA（取得日 平成29年8月4日）

入手方法：JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

信用格付：A1（取得日 平成29年8月4日）

入手方法：ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-5408-4100

(4) S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S & P」という。）

信用格付：A+（取得日 平成29年8月4日）

入手方法：S & Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp/>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社）」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr/>) に掲載されている。

問合せ電話番号：03-4550-8000

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられる（若しくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

3. 社債管理者

株式会社三菱東京UFJ銀行

4. 期限の利益喪失に関する特約

当行は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当行が上記「利息支払の方法」欄第1項又は「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が発行する本社債以外の社債及び国際協力銀行法附則第17条に基づき当行が連帯債務を負う債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5銀行営業日以内に弁済することができないとき。
- (3) 当行がその社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務に係る契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5銀行営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当行が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。
- (5) 法令により、本社債の償還期日前に当行が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなったとき。
- (6) 当行が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

5. 社債管理者に対する通知

当行は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当行の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。
 - (2) 当行が当行の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - (3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。
 - (4) 資本金の額を減少しようとするとき。
 - (5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。
6. 社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。
7. 社債管理者による異議
本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
8. 公告の方法
本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙への掲載により行う。
9. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、当行又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
10. 社債管理者への報告
- (1) 当行は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。
 - (2) 当行は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写を提出する。ただし、当行がこれらの報告書について同法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写の社債管理者への提出を省略することができる。
 - (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当行に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
11. 発行代理人及び支払代理人
上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。
12. 元利金の支払
本社債の元利金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	14,400	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額8,000万円とする。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	10,800	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	10,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,000	
計	—	40,000	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に100万円を支払うこととしている。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
60,000	127	59,873

- (注) 1. 上記の金額はいずれも第2回社債及び第3回社債の合計額である。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額59,873百万円については、平成29年度における貸出金等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であります。具体的な使途別の内容、金額及び支出予定時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

なお、国際協力銀行法第33条第10項に基づき一般業務に整理し充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月23日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成29年8月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社国際協力銀行本店
東京都千代田区大手町一丁目4番1号

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 株式会社国際協力銀行
代表者の役職氏名 代表取締役総裁 渡辺 博史

- 1 当行は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当行は、本邦において発行登録書の提出日（平成27年11月4日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考) 株式会社国際協力銀行第1回社債（一般担保付）

（平成27年1月27日の募集） 券面総額又は振替社債の総額 100億円

合計額 100億円

以上

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当行は、株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号。以下「当行法」という。）その他の法令により定められた業務を行っております。

2. 主要な経営指標等の推移

		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
		自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
経常収益	(百万円)	217,291	226,100	257,252	240,005	294,656
経常利益	(百万円)	63,583	91,358	120,496	42,728	41,537
当期純利益	(百万円)	63,585	91,366	126,187	42,772	41,612
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)	-	-	-	-	-
資本金	(百万円)	1,360,000	1,360,000	1,391,000	1,391,000	1,683,000
発行済株式総数	(千株)	1,360,000,000	1,360,000,000	1,391,000,000	1,391,000,000	1,533,000,000
純資産額	(百万円)	2,346,738	2,341,312	2,460,520	2,472,367	2,507,611
総資産額	(百万円)	14,430,245	16,346,047	18,463,816	17,580,622	18,571,673
貸出金残高	(百万円)	10,555,128	12,655,401	14,432,949	13,540,661	14,309,138
1 株当たり純資産額	(円)	1.72	1.72	1.76	1.77	1.63
1 株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
1 株当たり当期 純利益金額	(円)	0.04	0.06	0.09	0.03	0.02
潜在株式調整後 1 株当たり当期 純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	16.26	14.32	13.33	14.06	13.50
自己資本利益率	(%)	2.71	3.90	5.26	1.73	1.67
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,826	151,011	32,337	716,752	86,879
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△33,030	△100,086	△19,356	21,888	△38,559
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	42,358	△31,712	△14,695	△63,698	120,601
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	23,154	42,367	40,651	715,594	884,516
従業員数	(人)	664	661	666	670	672

(注) 1. 当行は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 1 株当たり配当額及び配当性向について、当行は、当行法第 31 条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。

6. 株価収益率について、当行株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んでおります。

また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。

なお、臨時従業員は従業員数の 100 分の 10 未満であるため、記載を省略しております。